

# 山梨県公報

第二千四百九十九号

平成二十七年

四月六日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○換地計画の決定……………二二二七  
○手数料の収納事務の委託……………二二二七

### 訓令

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二二二七

### 公告

○農用地利用配分計画の認可の申請……………二二二七  
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………二二二九  
○公共測量の終了(二件)……………二二四〇  
○基本測量の実施……………二二四一  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二四一  
○開発行為に関する工事の完了について……………二二四一

## 告示

### 山梨県告示第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業(一宮北部地区南野呂工区)の換地計画を定めたので、次のと  
おり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ  
る。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

### 縦覧書類

換地計画書の写し

### 縦覧期間

平成二十七年四月七日から同年五月八日まで

三 縦覧場所  
笛吹市役所  
四 異議申立期間  
平成二十七年五月九日から同月二十五日まで

### 山梨県告示第四百四十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、  
次のとおり手数料の収納事務を委託した。  
平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方  
南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会  
二 委託に係る手数料  
パーキング・チケット発給手数料  
三 委託の期間  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

## 訓令

### 山梨県訓令甲第十一号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年四月六日

本 出 先 機 関 庁  
後 藤 齋

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令  
山梨県行政改革推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第十五号)の一部を次のよう  
に改正する。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公告

●農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
大沼 浩	山梨市	山梨市江曾原字小受四百七十六番一	一、一六八
久保田 英雄	山梨市	山梨市牧丘町隼字笹窪千四十六番	一、四七五
窪田 今朝富	山梨市	山梨市南字滝ノ平千五百二十四番	七一五
株式会社ローム山梨	山梨市	山梨市三ヶ所字寺平六百三十三番二	一、〇五二
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	甲州市勝沼町藤井字原千五百十四番	九三三
丸山 広樹	南アルプス市	南アルプス市江原字向河原四百四十一番一外二筆	八九八
利根川 浩	北杜市	北杜市高根町清里字長原三百一五外五筆	六、六九五

田中 俊久	笛吹市	笛吹市御坂町尾山字後田三百七十番外三筆	二、一五三
北村 学	笛吹市	笛吹市御坂町金川原字方八丁三百二番外一筆	一、四三五
岡田 希	笛吹市	笛吹市石和町井戸字豊岡三百三十六番一	一、四九三
スズラン酒造工業有限公司	笛吹市	中央市大鳥居字櫛田二千二百二番外七筆	六、六四六
平山 勝也	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字工宮千二百一番	一、二八三
五味 進	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字樋下四百九十二番外一筆	一、六六四
株式会社理想園	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字上駒井千九百三十二番外九筆	七、三六八
池田 芳隆	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字地藏久保八百六十六番一	四三一
金丸 裕之	甲州市	甲州市塩山藤木字立石三百四十七番外一筆	一、一六〇
清地 啓治	中央市	中央市大鳥居字久保田五千八百六十番一外一筆	二、五〇四
有限会社望月造林	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町一色字前之田十三番一外十筆	四、六六一
峯尾 正和	東京都八王子市	中央市成島字下河原百八十二番四	五七三

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)  
二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年四月二十日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容

(三) 意見

3 提出期限

平成二十七年四月二十日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年三月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社清水総合工業

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野三千二百七十四番地

3 代表者の氏名 代表取締役 清水國男

三 許可番号 山梨県知事許可(般一三三)第七一五六号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年二月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年三月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社丸信興業

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下宮地三十九番地一

3 代表者の氏名 代表取締役 佐藤信廣

三 許可番号 山梨県知事許可(般一三五)第九七八五号

四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年二月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年三月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社三光通商

2 主たる営業所の所在地 甲府市南口町五番三号

3 代表者の氏名 清算人 三井愛子

三 許可番号 山梨県知事許可(般一二五)第九二三九号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年三月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 風間建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町市部五百二十二番地
  - 3 代表者の氏名 代表取締役 風間純哉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二―）第一二〇七号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、及び・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年三月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社杉山工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市南口町七番二十号
  - 3 代表者の氏名 代表取締役 杉山和彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二―）第一九四〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、及び・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年三月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年三月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社三共道路
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原百八十二番地四
  - 3 代表者の氏名 代表取締役 小野健二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二―）第六八四九号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年三月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社渡辺工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村九千七百三十四番地
  - 3 代表者の氏名 代表取締役 渡辺美智子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二―）第八一六号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町

三 測量の期間 平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東京都から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影・東京都縮尺二千五百分の一地形図作成）

二 測量の地域 上野原市、北都留郡小菅村及び北都留郡丹波山村

三 測量の期間 平成二十四年九月十四日から平成二十六年十一月十七日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市一宮町下矢作字山神原三〇〇の三、三〇七の一、三〇七の二、三〇七の三、三〇八、三〇八の二、三〇八の三、三〇八の四、三二二の一、三二三の一及び三二九の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類

位置及び区域

道路 水路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市石和町松本二百六十二番地 社会福祉法人 恵友会 理事長 須田 浩司

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲州市勝沼町藤井字三口神七八二の一、七八〇及び七七六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市勝沼町藤井七百八十番地 丸藤葡萄酒工業株式会社 代表取締役 大村 春夫

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番